

## 憲法 01 次は、基本的人権保障の人的範囲に関する記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 「国民の権利及び義務」に関する人権保障の規定は、原則として公権力と個人の関係を規律するものである。
- (2) 在留外国人は、権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国においても基本的人権が保障される。
- (3) 天皇は、日本国民の一員であることから、一般国民と同様に人権が保障される。
- (4) 公務員は、憲法により人権が保障されるが、その地位の特殊性と職務の公共性から、一般国民とは異なる制約に服する場合がある。
- (5) 法人は、参政権や身体的自由権等、その性質上自然人のみを対象としていると解されるものを除いて、自然人と同様に人権が保障されると解されている。

## 憲法 02 次は、法の下での平等に関する記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 憲法14条1項における「法の下での平等」とは、国民が法の適用において差別されないだけでなく、法の制定に当たって、その内容においても差別されないことを意味している。
- (2) 憲法14条1項における「差別されない」とは、全ての者を機械的に均一に扱う絶対的平等を意味するものではない。
- (3) 勤務条件について、性別により異なる取扱いをすることは合理的な理由のない区別であり、法の下での平等に違反する。
- (4) 条例の内容が、地方公共団体によって異なり、規制に差が生じることもあるが、憲法が条例制定権を認めている以上、このような格差を生じても法の下での平等には反しない。
- (5) 憲法14条1項の平等原則を具体化する憲法上の規定として、家族生活における両性の平等、教育の機会均等が置かれている。

## 憲法 03 次は、集会・結社の自由に関する記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 集会の自由は、自己の思想や意見を表明する手段として重要な自由及び権利であるが、集団であるがゆえに他の利益との衝突の可能性も大きいので、公共の福祉によって制約される場合がある。
- (2) 「集会」と「結社」は、いずれも単なる群集ではなく、共同の目的を有する多数人の集団をいい、集会は一時的なもの、結社は継続的なものを指す。
- (3) 場所を移動して行われるデモ行進は、表現の自由の1つである「集会の自由」として、その自由が保障される。
- (4) 道路上における集会について、警察署長の許可を受けることを条件とすることは、憲法21条で保障されている「集会の自由」に反するものではない。
- (5) 集団行動等を事前に規制する、いわゆる公安条例は、「届出制」をとるものは合憲、「許可制」をとるものは違憲とされている。

## 憲法 04 次は、国会・内閣・裁判所の関係に関する記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 国会は、裁判官の罷免の裁判をするため、弾劾裁判所を設置することができる。
- (2) 内閣は、最高裁判所の長となる裁判官を任命する。
- (3) 内閣は、衆議院による不信任決議に対して、衆議院の解散を決定できる。
- (4) 裁判所は、行政庁の処分について裁判権を有する。
- (5) 裁判所は、国会の制定する法律について違憲立法審査権を有する。

## 憲法 01 基本的人権保障の人的範囲

- (1) 正しい。判例は、憲法による人権保障の規定は、専ら国又は公共団体と個人の関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律するものではないとしている(最判昭48. 12. 12)。
- (2) 正しい。枝文のとおり(最判昭53. 10. 4)。我が国においては、外国人であっても、人身の自由等が保障される一方、社会権や国政に関する選挙権等は在留外国人には保障されない。
- (3) 誤り。天皇は、人権について一般国民とは異なる制約に服している。例えば、天皇には選挙権や被選挙権(憲法15条1項・3項)が認められていない。
- (4) 正しい。公務員も日本国民であることから、憲法による人権の保障を受ける。しかし、公務員は憲法上、「全体の奉仕者」という特殊な地位を有し(憲法15条2項)、その職務は公共性を帯びることから、一般国民とは異なる人権制約に服する場合がある。例えば、判例は、公務員の争議行為を一律禁止することについて合憲としている(最判昭48. 4. 25)。
- (5) 正しい。法人は、現代社会において重要な社会の構成要素であり、独立して活動する実態を備えていることから、奴隷的拘束・苦役からの自由(憲法18条)、生存権(憲法25条)等、その性質上自然人のみを対象としていると解されるものを除いて、法人にも人権保障が及ぶと解されている(最判昭45. 6. 24)。

|              |  |
|--------------|--|
| 法人にも保障される人権  | 表現の自由、学問の自由、宗教の自由、法の下での平等、財産権の保障、営業の自由、居住・移転の自由、請願権、国家賠償請求権、裁判を受ける権利、通信の秘密、人身の自由の一部(法定手続の保障、住居の不可侵等) |
| 法人には保障されない人権 | 内心の自由、人身の自由の一部(奴隷的拘束・苦役からの自由、不法な逮捕からの自由等)、生存権、選挙権・被選挙権   |

## 憲法 02 法の下での平等

- (1) 正しい。法の内容が不平等であるのに、それを平等に適用しても、本来の目的である人格的価値の平等は実現されないことから、憲法14条1項は、法の適用の平等のみならず、法の内容の平等も保障していると解されている。

- (2) 正しい。憲法14条1項における「平等」とは、絶対的平等ではなく、相対的平等を意味している(最判昭25. 10. 11)。「相対的平等」とは、機械的に均一に扱うのではなく、各人の性別や能力等の事実に・実質的な差異を前提として、同一の事情と条件の下において均等に取り扱うことをいう。
- (3) 誤り。憲法14条1項における「平等」が相対的平等を意味することから、不合理な区別は許されないが、合理的な理由のある区別は憲法に違反しない。したがって、例えば、産前産後休暇の保障(労働基準法65条)のように、男女の身体的な差異等の条件の違いを理由に、勤務条件について女性労働者を優遇することは合理的な理由のある区別といえ、法の下での平等に反しないと解されている。
- (4) 正しい。判例は、憲法が各地方公共団体の条例制定権を認めていることから、地域によって差異を生じることが、当然に予期されることであり、このような差異は憲法が自ら容認するものであると示している(最判昭33. 10. 15)。
- (5) 正しい。平等原則を具体化する規定として、憲法24条2項において家族生活における両性の平等、憲法26条1項において教育の機会均等が規定されている。

## 憲法 03 集会・結社の自由



- (1) 正しい。集会の自由は、集団としての意思形成や集団としての行動を保障するものであり、表現の自由として憲法21条1項によって保障される。しかし、集団であるがゆえに他の利益と衝突する可能性は大きく、公共の福祉によって制約される場合がある(最判昭35. 7. 20)。
- (2) 正しい。「集会」とは、多数人が共通の目的のために特定の場所に集合することをいい、「結社」とは、多数人が共通の目的のために継続的に結合することをいう。両者の違いは、継続性の有無にある。
- (3) 正しい。集会には、特定の場所で行われるもののほかに、集団行進、集団示威運動(いわゆるデモ行進)のように場所を移動するものも含まれる。
- (4) 正しい。道路上の集会は、警察署長の許可が必要とされている(道交法77条1項4号)。この点、判例は、道路で人が集まる行為を行うことは、場合によっては道路交通の妨害となり、ひいては道路交通上の危険の発生、その他公共の安全を害するおそれがあることから、公共の福祉のために規制したとしても、憲法21条に反するものではないとしている(最判昭35. 3. 3)。



3

A市会計課長の甲は、投資の失敗による借金の返済に充てるため、自ら保管する市の公金100万円を着服した。そして、その事実を隠蔽するため、自己名義で作成する権限が与えられている現金出納関係の書類を作成することを思い付き、同金額に相当する架空の工事外注費による出費の記載をした書類を作成した。その後、これを閲覧の用に供されている関係簿冊につづり、簿冊を保存場所に戻した。

甲の刑責について述べなさい(公金着服の刑責は別論とする)。

### 虚偽公文書作成罪【事例】

- 答案構成**
- 1 結論
  - 2 虚偽公文書作成罪の意義
  - 3 趣旨
  - 4 有形偽造と無形偽造
  - 5 虚偽公文書作成罪の構成要件
  - 6 偽造公文書行使罪
  - 7 事例の検討

### 答案例

#### 1 結論

甲は、虚偽公文書作成罪及び同行使罪の刑責を負う。

#### 2 虚偽公文書作成罪の意義

公務員がその職務に関して、行使の目的で、虚偽の文書・図画を作成等する罪である(刑法156条<sup>1)</sup>)。

#### 3 趣旨

公文書は、私文書に比べ社会的信用が高いので、作成権限を有する公務員が内容虚偽の公文書を作成する行為(無形偽造)も虚偽公文書作成罪として処罰している。

#### 4 有形偽造と無形偽造

偽造には有形と無形があり、権限がないときが有形、権限があるときが無形となる。無形偽造は、明文のあるときに限り、処罰の対象となる。

#### 5 虚偽公文書作成罪の構成要件

##### (1) 客体

公務員・公務所がその職務権限に基づいて作成すべき「公文書・公図画」である。「公文書」とは、名義人が公務所又は公務員で所定の形式に従って職務上作成する文書をいう。

##### (2) 主体

職務上、当該文書の作成権限を有する公務員でなければならない(身分犯)。

##### (3) 行為

虚偽の文書・図画の作成、又は公文書・図画を変造することである。ここにいう「作成」とは、作成権限を有する公務員が、職務に関し、自己の名義で、内容が事実と反する文書を作成することである。また、「変造」とは、文書の作成権限を有する公務員が、職務に関し、既存の文書に変更を加えて内容を虚偽のものにすることである。

#### 6 偽造公文書行使罪

偽造された公文書や虚偽作成された公文書を行使する罪である(刑法158条<sup>2)</sup>)。ここにいう「行使」とは、偽造文書を真正な文書として使用することをいう。

#### 7 事例の検討

甲が作成した架空の工事外注費を記載した現金出納関係の書類は、公務所又は公務員がその作成権限に基づいて作成すべき公文書に当たる。また、甲は、A市会計課長であって、現金出納関係の書類を作成すべき権限を与えられた公務員である。さらに、事例における甲の行為は、内容虚偽の公文書を作成すること(無形偽造)に当たる。したがって、甲に虚偽公文書作成罪が成立する。さらに、その後の甲の行為は、偽造文書を真正な文書として使用したといえるので、虚偽公文書行使罪が成立する。以上により、甲は、虚偽公文書作成罪及び同行使罪の刑責を負い、両罪は牽連犯となる。